

## 1 事業計画策定方針

子ども・子育て支援の具体策は、「調布市の将来人口推計」、「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」及び各事業の利用状況等を基に、第2章の3「計画の基本的方向」で記述した6つの視点に沿って策定します。

## 2 教育・保育提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て対策事業の提供区域として、全市を1区域と捉えて設定します。

今後の教育・保育にかかる施設整備及び各事業の提供にあたり、年度ごとの状況に柔軟に対応するため市内全域での事業計画を策定します。



### 3 幼児期の学校教育・保育(施設型給付)

近年の利用状況(直近5年の実績値)及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果を勘案し、課題となる0歳児のニーズの解消に向けて、平成22年度から平成26年度の平均の保育需要率の伸び方を基本に、調布市子ども・子育て会議で議論し、算出した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設<sup>18</sup>による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

なお、「待機児童解消加速化プラン(平成25年4月19日総理公表)により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消となる確保方策を実施します。

#### (1)確保方策の方針

すべての子どもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用できるように、認可保育園を中心とした施設整備の推進と、定員拡充策として、柔軟な運用方法の検討を進めます。確保数については、今後の財政フレーム、利用状況等を考慮しながら開設していく目標値です。

#### (2)確保方策の考え方

- ①教育・保育施設である、認可保育園の整備を中心に進めていきます。
- ②3歳未満児のニーズに対し、①の認可保育園の整備に加え、地域型保育事業<sup>19</sup>の小規模保育事業や、個別の対応が必要な子どものための居宅訪問型保育等を取り入れ確保していきます。
- ③教育・保育の一体的な提供体制の確保として、教育・保育施設である、認定こども園<sup>20</sup>の普及についても、待機児童の状況を踏まえながら検討を進めていきます。
- ④認証保育所<sup>21</sup>の認可保育園への移行支援を推進するとともに、現在運営が行われている認可外保育施設等も確保方策とします。
- ⑤認可保育園では、低年齢児の定員に空きがない一方で、4歳児・5歳児の定員には空きがある場合があります。子どもの育ちに伴い、保育ニーズが変化することから、年齢別のニーズ量の変化に応じて柔軟に施設定員の見直しを進めます。
- ⑥保育施設の量的拡充とともに、すべての子どもが等しく良質な保育サービスを利用できるよう保育の質の維持・向上を図ります。
- ⑦現時点での保育需要率等も勘案し、潜在的ニーズを見通した計画としています。

保育部分の確保方策(新規施設の開所年度を基準としたもの)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
教育・保育施設 (認可保育園、 認定こども園)	6箇所	8箇所	6箇所	5箇所	※
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、事業所内保育)	1箇所	※			

※ 待機児童の状況を見て時点修正を行います。

【教育・保育施設は1箇所あたり90人定員を想定しています。】

18教育・保育施設：認定こども園法、学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園、幼稚園、保育所のこと。

19地域型保育事業：少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの事業がある。23ページ、下段コラム参照。

20認定こども園：40ページ、下段コラム参照。

21認証保育所：都民のニーズに応えるために創設された東京都独自基準による保育所。

### (3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### ■平成27年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設数	
保育所等	量の見込み A	543人	1,816人		2,268人			4,627人		
	平成26年度末確保量 B	457人	1,484人		2,177人			4,118人	64箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	316人	1,088人		2,085人			3,489人	37箇所
		地域型保育事業							0人	0箇所
		認可外保育施設	141人	396人		92人			629人	27箇所
	B-A	-86人	-332人		-91人			-509人		
	新規確保量 C	46人	151人		224人			421人	6箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	45人	151人		224人			420人	※1 6箇所
		地域型保育事業	6人	12人					18人	※2 1箇所
		認可外保育施設	-5人	-12人					-17人	※3 -1箇所
確保方策 D=B+C	503人	1,635人		2,401人			4,539人	70箇所		
D-A	-40人	-181人		133人			-88人			
幼稚園	量の見込み E				3,560人					
	確保方策 F				3,520人				15箇所	
	F-E				-40人					

※1 既存施設の定員増1箇所あり(定員には計上、施設数としては計上せず)

※2 認可外保育施設(スマート保育施設)からの移行による増1箇所

※3 認可保育園への移行による減1箇所、地域型保育事業への移行による減1箇所、グループ型保育施設の新設による増1箇所、認証保育所の運営区分変更による定員増1箇所あり(定員には計上、施設数としては計上せず)

#### ■平成28年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設数	
保育所等	量の見込み A	568人	1,871人		2,363人			4,802人		
	平成27年度末確保量 B	503人	1,635人		2,401人			4,539人	70箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	361人	1,239人		2,309人			3,909人	43箇所
		地域型保育事業	6人	12人		0人			18人	1箇所
		認可外保育施設	136人	384人		92人			612人	26箇所
	B-A	-65人	-236人		38人			-263人		
	新規確保量 C	72人	240人		408人			720人	8箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	72人	240人		408人			720人	8箇所
		地域型保育事業							0人	0箇所
		認可外保育施設							0人	0箇所
確保方策 D=B+C	575人	1,875人		2,809人			5,259人	78箇所		
D-A	7人	4人		446人			457人	※4		
幼稚園	量の見込み E				3,584人					
	確保方策 F				3,520人				15箇所	
	F-E				-64人					

※4 平成28年度で確保方策量が量の見込み数に到達し、若干上回る計画

■平成29年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設数	
保育所等	量の見込み A	593人	1,936人		2,458人			4,987人		
	平成28年度末確保量 B	575人	1,875人		2,809人			5,259人	78箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	433人	1,479人		2,717人			4,629人	51箇所
		地域型保育事業	6人	12人		0人			18人	1箇所
		認可外保育施設	136人	384人		92人			612人	26箇所
	B-A	-18人	-61人		351人			272人		
	新規確保量 C	54人	180人		306人			540人	6箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	54人	180人		306人			540人	6箇所
		地域型保育事業							0人	0箇所
		認可外保育施設							0人	0箇所
確保方策 D=B+C	629人	2,055人		3,115人			5,799人	84箇所		
D-A	36人	119人		657人			812人	※5		
幼稚園	量の見込み E				3,608人					
	確保方策 F				3,520人				15箇所	
	F-E				-88人					

※5 平成28年度時点で、確保方策量が量の見込みを上回っていますが、保育需要の伸びが継続することを見込み、引き続き定員の確保を行う計画

■平成30年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設数	
保育所等	量の見込み A	618人	1,991人		2,531人			5,140人		
	平成29年度末確保量 B	629人	2,055人		3,115人			5,799人	84箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	487人	1,659人		3,023人			5,169人	57箇所
		地域型保育事業	6人	12人		0人			18人	1箇所
		認可外保育施設	136人	384人		92人			612人	26箇所
	B-A	11人	64人		584人			659人		
	新規確保量 C	45人	150人		255人			450人	5箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	45人	150人		255人			450人	5箇所
		地域型保育事業							0人	0箇所
		認可外保育施設							0人	0箇所
確保方策 D=B+C	674人	2,205人		3,370人			6,249人	89箇所		
D-A	56人	214人		839人			1,109人			
幼稚園	量の見込み E				3,599人					
	確保方策 F				3,520人				15箇所	
	F-E				-79人					

■平成31年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設数	
保育所等	量の見込み A	644人	2,047人		2,576人			5,267人		
	平成30年度末確保量 B	674人	2,205人		3,370人			6,249人	89箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	532人	1,809人		3,278人			5,619人	62箇所
		地域型保育事業	6人	12人		0人			18人	1箇所
		認可外保育施設	136人	384人		92人			612人	26箇所
	B-A	30人	158人		794人			982人		
	新規確保量 C	0人	0人		0人			0人	0箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設 ※6							0人	0箇所
		地域型保育事業							0人	0箇所
		認可外保育施設							0人	0箇所
確保方策 D=B+C	674人	2,205人		3,370人			6,249人	89箇所		
D-A	30人	158人		794人			982人			
幼稚園	量の見込み E				3,551人					
	確保方策 F				3,520人				15箇所	
	F-E				-31人					

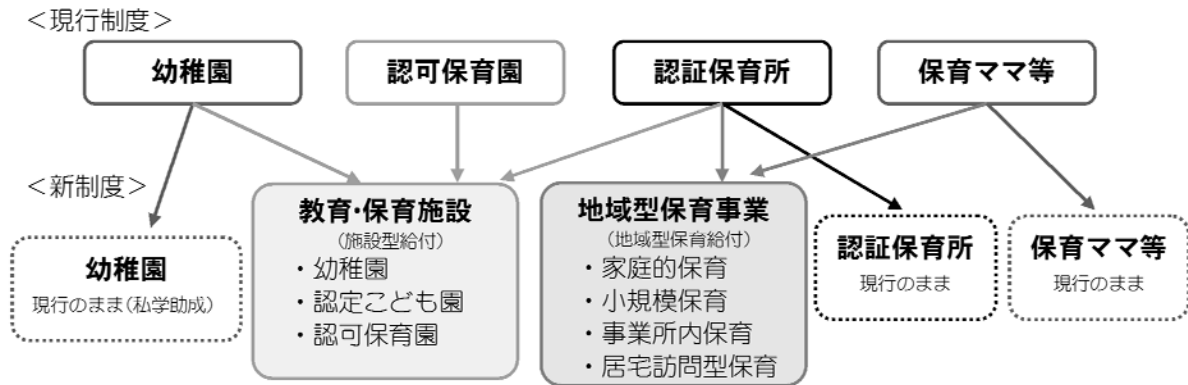
※6 新規確保量については待機児童の状況をみて時点修正



新制度によって現行施設はどう変わるか？

今後、幼稚園や認可保育園は教育・保育施設として、家庭福祉員(保育ママ)やグループ型保育施設は地域型保育事業として、新制度に移行するという選択肢が広がります。新制度に移行するかどうかの判断は施設や事業ごとに異なります。

○新制度への移行イメージ



※認定こども園:0～5歳児を対象に保護者の就労の有無にかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に提供する施設のことです。現在、調布市にはありません。

※家庭的保育:定員5人以下で、家庭福祉員(保育ママ)の自宅で保育をおこないます。

※小規模保育:定員6～19人で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育をおこないます。設備や職員の基準によりA型・B型・C型に分かれます。

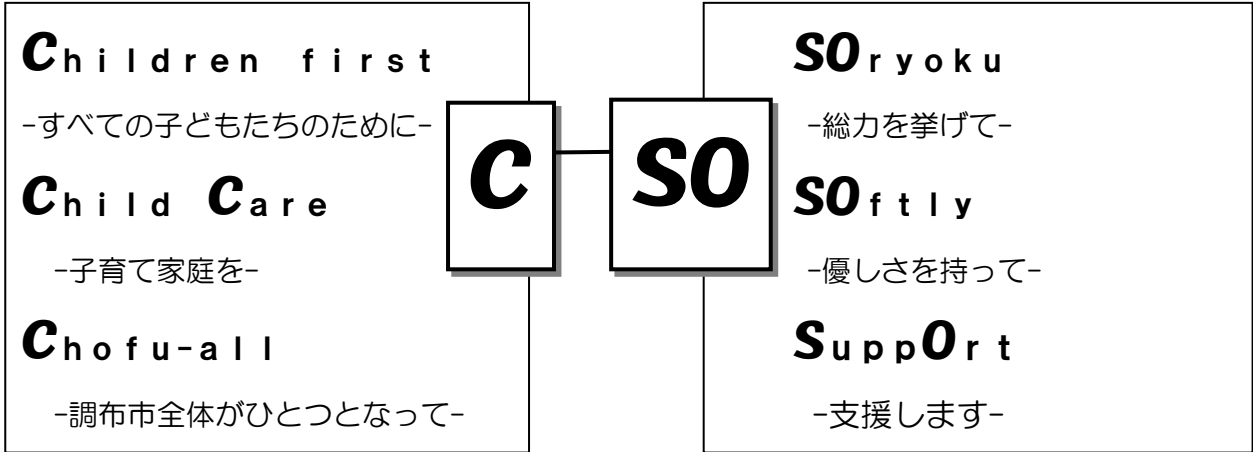
※事業所内保育:会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

※居宅訪問型保育:障害・疾患等で個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で1対1で保育します。

※保育ママ等:調布市家庭福祉員。0～2歳児を対象に保育士等の有資格者の自宅にて、保育を行う制度。(家庭福祉員が複数集まって保育を実施するグループ型保育施設を含む)

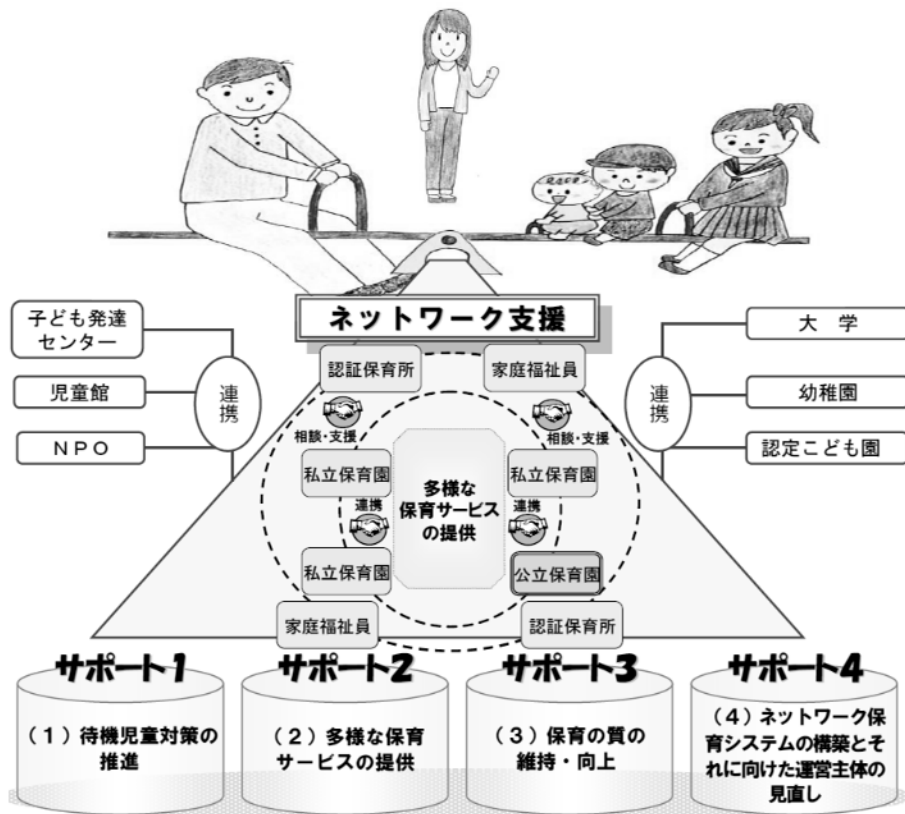


## ネットワーク保育システム『C-SO』（シーソー）とは？



児童遊具「シーソー」は、長い板の中心を支点にして板の両端に人が座り、交互に上下運動を繰り返して遊ぶものです。両端のバランスが取れていないと交互に上下する遊びの機能が発揮できません。調布市では、「シーソー」のように子どもとその家庭をバランス良く支援していく調布市独自のシステムを様々な運営主体や関係団体とネットワークを組みながら構築していきます。

※子どもを3人としたのは、子どもを増やしたいという少子化対策の想いを表しています。



## 4 地域子ども・子育て支援事業

現在の利用状況（実績値）及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果から推計した「量の見込み」に対応するよう、「地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

### (1)利用者支援に関する事業 <新規事業>

#### ①事業概要

新制度で多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供すべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーションが必要であると考えられ創設された事業です。子どもや保護者の身近な場所で支援を行います。

#### ②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

現在、保育園勤務経験のある保育士を保育園申込窓口配置し、保育所の入所や、利用に関する相談に応じています。また、児童館の子育てひろばや、子ども家庭支援センターすこやか<sup>22</sup>で子育て全般に関する情報提供や育児相談を行っています。今後も継続して実施します。

#### ③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援事業(箇所)	4	4	4	4	4

※ニーズ調査によらずに推計（2中学校区に1箇所として算出）

<確保方策>

各施設数(箇所)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
市役所窓口での相談体制	1	1	1	1	1
子育てひろば、すこやかでの相談体制	12	12	12	12	12

<sup>22</sup>子ども家庭支援センターすこやか：子育て支援の総合拠点。一般的な相談から専門的な相談まで幅広く応じるほか、児童虐待防止ホットラインやファミリー・サポート・センターの設置、多様化する保育ニーズに対応する預かり事業の実施や子育てひろばとして施設を開放し親子の交流イベント等を行う。平成13年4月に開設。

## (2)時間外保育事業(延長保育事業<sup>23</sup>)

### ①事業概要

認可保育園や認定こども園等の定期的な教育・保育の事業の通常保育の時間を原則8時間としていますが、保護者の労働時間や通勤時間等の状況を考慮して、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行います。

### ②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

ニーズ調査結果より、量の見込みを算出しました。認可保育園在園児であれば全員時間外保育を利用できるため、確保方策は認可保育園の定員数拡大に伴うものです。

### ③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外保育事業利用希望者(人)	3,845	3,831	3,826	3,799	3,755

<確保方策>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外保育事業利用定員数	認可保育園の定員数拡大に伴う				



<sup>23</sup>延長保育事業:保育ニーズに対応し、保育所の通常保育時間を延長して保育を行う事業。



### (3)放課後児童健全育成事業(学童クラブ)・放課後遊び場対策事業(ユーフォー)

共働き家庭等の「小1の壁」への対応とともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業と放課後遊び場対策事業を推進します。

#### ①事業概要

##### ■放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の三季休業中に実施します。

##### ■放課後遊び場対策事業（ユーフォー）

放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供します。小学校全学年を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。国では、「放課後子供教室」という名称で事業の推進を図っています。

<平成27年度からの実施内容（予定）>

	対象	実施場所・時間等	平成26年度実績
学童クラブ	放課後の時間帯に保護者が就労等により不在となる小学校児童	児童館及び小学校内等 (学校がある日) 放課後～17時 (土曜日、三季休業時) 8時～17時 ※児童館内の学童クラブは、8時から8時30分まで見守り時間 ※最大19時まで利用可能。ただし、18時から19時までは、延長使用料必要	施設数：29箇所 定員数：1,800人 在籍数（4月1日現在）：1,562人
ユーフォー	小学校全児童	小学校内 (学校がある日) 放課後～17時 (土曜日、三季休業時) 8時～17時	施設数：20箇所 (全小学校で実施) 登録者数（11月30日現在）：6,149人

## ②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

### ■放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

児童福祉法の改正に伴う対象学年の拡大や、近年の育成ニーズの高まりにより、地域によっては、待機児童が生じる可能性が否定できない状況にあります。そのような状況の中、確保方策については、「調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において規定する児童1人当たりの専用区画面積及び支援の単位を構成する児童の数を遵守する考え方のもと、現状においてそれらを満たしていない緊急的な対応が必要な地域について、優先的に施設整備を進めていきます。

受入れに当たっては低学年を優先するとともに、高学年の育成ニーズに対しては、平成27年度以降の放課後遊び場対策事業（ユーフオー）の利用状況を把握し、対応を図っていきます。

なお、平成30年及び31年の確保方策については、上述した確保方策による利用状況の変化を把握・分析しながら時点修正を行うこととします。

また、重度の障害児を受け入れる環境を整えるため、重度の障害児専門の学童クラブを整備していきます。

### ■放課後遊び場対策事業（ユーフオー）

調布市では既に全小学校内にユーフオーを整備していますが、保護者が就労している家庭でも利用しやすいよう、事業内容の拡充を図ります。

開設日数・時間の拡充：学童クラブと同様に、土曜日、三季休業時も開設するとともに、開設時間を午前8時に延長します。

## ③学童クラブの事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

利用希望者(人)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
低学年(1～3年生)時の希望	1,755	1,854	1,843	1,835	1,851
高学年(4～6年生)時の希望	529	524	511	525	535
合計	2,284	2,378	2,354	2,360	2,386

※低学年についてはニーズ調査によらずに推計。「平成25年度調布市教育人口等推計報告書」から学年ごとに児童数の伸び率を算出し、平成26年度4月1日在籍児童数に乗じて算出（ただし、平成31年度は、教育人口等推計報告書がないため、平成27年度から平成30年度までの伸び率の平均値から平成30年度の在籍予測児童数に乗じた。）

※高学年については平成25年11月に実施したニーズ調査結果をもとに10地区別に算出。

<確保方策>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保数(箇所)	2	3	3	※放課後遊び場対策事業との連携による利用状況の変化をみて時点修正	
定員数(人)	60	120	120		

※確保数については、今後の財政フレーム、利用状況等を考慮しながら開設していく目標値です。

#### ④一体型または連携型の学童クラブ及びユーフォーの目標事業量

一体型とは、同一の小学校内もしくは学童クラブが小学校の隣接地で両事業を実施しており、共働き家庭等の学童クラブ利用児童を含めた全ての児童がユーフォーの行事に参加できるものです。

連携型とは、学童クラブが小学校に隣接していないものの、学童クラブ利用児童もユーフォーの共通行事に参加できるものです。

平成27年度では、市内20校中9校が一体型に該当する整備状況であり、今後行事の充実を図っていきます。また、今後学童クラブの増設にあたり、残り11校についても一体型または連携型となるよう取り組みます。

学校名	27年度～31年度
	一体型
第一小学校，第二小学校，第三小学校，深大寺小学校，北ノ台小学校，多摩川小学校，国領小学校，布田小学校，染地小学校(平成27年度新規)	9箇所
上ノ原小学校，若葉小学校，八雲台小学校，杉森小学校，富士見台小学校，滝坂小学校，石原小学校，緑ヶ丘小学校，飛田給小学校，柏野小学校，調和小学校	一体型または連携型
	11箇所

#### ⑤ユーフォーの整備計画

調布市では平成24年度をもって、全小学校20校内にユーフォーを整備済みです。

#### ⑥学童クラブ及びユーフォーの一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

ユーフォーにおいて、学童クラブ及びユーフォーのどちらの児童も参加しやすい共通行事の充実を図ります。

共通行事の実施にあたっては、企画段階から、学童クラブとユーフォーの職員が連携して、内容や実施日等を検討できるよう、打合せの場を設けます。

#### ⑦小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

児童の安全・安心な活動拠点を確保するため、余裕教室や学校敷地内の余裕スペース等の活用を検討します。

#### ⑧児童館等の活用

市内には、小学生・中学生を対象とした児童館が11箇所、中学生・高校生を対象とした青少年ステーション(CAPS)が1箇所あり、就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う場所として運営しています。今後、両機関の連携を深めるとともに、児童館が、地域の児童福祉の拠点としての機能が充実できるよう、そのあり方を検討していきます。

#### (4)子育て短期支援事業(ショートステイ)

##### ①事業概要

短期入所生活援助（ショートステイ）事業とは、保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業です。市内ではすこやか、調布学園の2施設で実施しています。

##### ②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

ニーズ調査により算出されたものを量の見込みとして設定しています。現在の定員数と、最大開所日数から年間の利用定員を算出したところ、現状でも受け入れ可能なニーズ量であるため継続して実施します。

##### ③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

利用希望者(年間延べ人日)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
就学前児童	0	0	0	0	0
小学校児童	2,483	2,506	2,530	2,570	2,584
計	2,483	2,506	2,530	2,570	2,584

<確保方策>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
定員数(1施設当たり 人/日)	5	5	5	5	5
年間開所日数(2施設計)	699	699	699	699	699
利用定員計(人日)	3,495	3,495	3,495	3,495	3,495

## (5)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

### ①事業概要

幅広い産後ケアの充実のため、できるだけ早期に訪問し、必要な支援につなげられるよう実施している事業です。

### ②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

全戸訪問する事業であるため、人口推計の0歳児人口を量の見込みとしました。

出生通知票「我が家の赤ちゃんお知らせはがき」をもとに、助産師、保健師、看護師が家庭訪問しており、現在の実施体制で全戸訪問を想定しているため、今後も継続して実施します。

### ③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
訪問件数(件)	1,967	1,942	1,919	1,899	1,884

※ニーズ調査によらずに推計(人口推計の0歳児人口を採用)

<確保方策>

現在の実施体制で全戸訪問を想定しているため、今後も継続して実施します。



## (6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

### ① 事業概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。

### ② 確保方策の考え方(事業推進の考え方)

ニーズ調査により、量の見込みを設定する事業ではないため、過去の実績を参照しつつ、現在の取り組みを継続して実施します。

### ③ 事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
養育支援訪問件数(件)	359	359	359	359	359
要保護児童対策協議会 ケース会議・実務者会議(回)	309	309	309	309	309

※ニーズ調査によらずに推計（過去5年間の平均値を採用）

<確保方策>

過去の実績を参照しつつ、現在の取組を継続して実施します。



## (7)地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)

### ①事業概要

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり，育児相談等を行う事業です。

### ②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

現在の拠点にて引き続き事業を実施します。保育園の「子育てひろば」については，平成25年度は1箇所でしたが，平成26年度より2箇所で開催しています。

### ③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

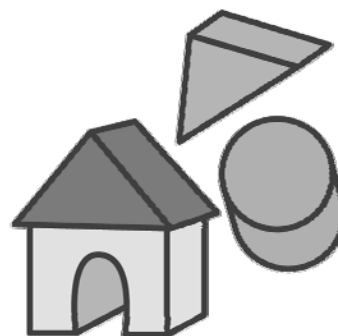
<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年間利用希望者数(人日)	108,386	108,386	108,386	108,386	108,386

※ニーズ調査によらずに推計(平成25年度実績値を採用)

<確保方策>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
児童館「子育てひろば」	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所
保育園「子育てひろば」	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
すこやかでの開故事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所



## (8)一時預かり事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター<sup>24</sup>)

### ①事業概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

以下の3事業については就学前児童・小学校児童を対象に実施します。

#### 1)一時預かり保育

保護者の断続的な就労、職業訓練、就学のためや、保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭等、緊急・一時的に家庭内での保育が困難な市内在住の就学前児童を一時的に預かります。現在、11園で実施しており、うち3園には緊急のための枠が別にあります。

#### 2)子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

トワイライトステイ(夜間養護等事業)とは、保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。午後5時～午後10時まで子ども家庭支援センターすこやかで預かります。

#### 3)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)による会員組織を設置し、保育所・幼稚園の送迎や一時的な保育等、地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施しています。

### ②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

不定期就労による利用者を量の見込みとします。不定期就労による利用については、現状の施設で受け入れ可能ですが、より多様な理由での利用希望に応えられるよう、今後の認可保育園の整備と併せて一時預かり事業拡充の必要性についても検討します。

### ③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

就学前児童	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
3事業年間利用希望者数 (不定期就労のみ、人日)	19,188	19,235	19,179	18,736	18,125

※ニーズ調査結果より不定期の就労を理由に利用を希望している方に限定

※就学前児童・小学校児童の計

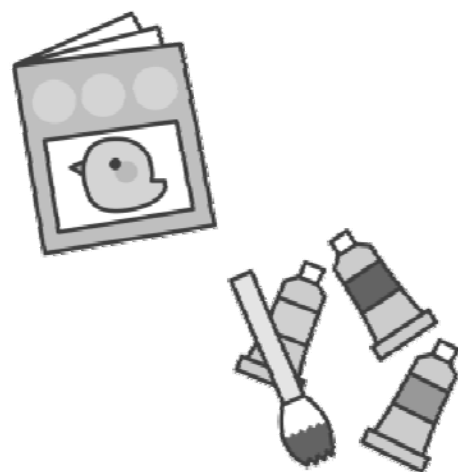
※「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)」は、就学前・就学後の別なく、一時預かり事業の一部として量の見込みを算出しています。

<sup>24</sup>ファミリー・サポート・センター事業：育児の手伝いをしてほしい人(依頼会員)と育児の手伝いをしたい人(協会員)の両者の会員を登録し、協会の援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援する事業。事務局は子ども家庭支援センターすこやか内。



<確保方策>

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
一時預かり事業	定員数	72	72	72	72	72
	開所日数	240	240	240	240	240
	年間定員数	17,280	17,280	17,280	17,280	17,280
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	定員数	16	16	16	16	16
	開所日数	336	335	335	335	335
	年間定員数	5,376	5,360	5,360	5,360	5,360
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	活動件数	8,603	8,603	8,603	8,603	8,603
3事業計	年間定員数	31,259	31,243	31,243	31,243	31,243



## (9)幼稚園の預かり保育

### ①事業概要

幼稚園教育時間の終了後，引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため，在園児を幼稚園において預かり，保育を実施しています。

現在，市内には私立幼稚園が15園あります。平成26年4月からは幼稚園預かり保育は13園で実施しています。

### ②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

ニーズ調査の結果では，調布市における幼稚園のニーズは現状維持で推移すると算出されています。確保方策としては市内の各幼稚園と今後の預かり保育の実施について協議を進めます。

### ③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

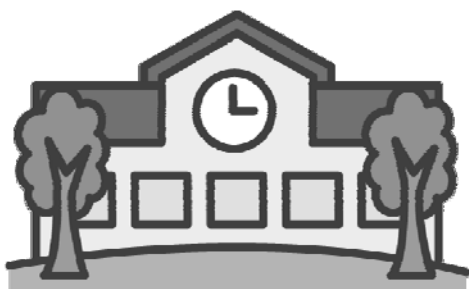
<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
幼稚園預かり保育利用者数(人日)	51,237	51,237	51,237	51,237	51,237

※ニーズ調査によらずに推計（過去3年間の平均値を採用）

<確保方策>

幼稚園のニーズは現状維持で推移することが推察されるため，確保方策としては市内の各幼稚園と今後の預かり保育の実施について現状の取り組みを維持できるよう，協議を進めます。



## (10)病児保育事業(病児・病後児保育)

### ①事業概要

病気の急性期または回復期にあつて集団保育を受けることが困難な期間にある児童を一時的に病児・病後児保育室で預かる事業です。保育所等に通園中の満1歳から小学校3年生までの児童を市内2箇所では保育します。

### ②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

実績では稼働率が低いものの、現在の施設の数、場所では利用できないという実態について、施設整備、居宅訪問型保育の活用等、総合的に対策を検討します。

### ③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### <量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年間利用希望者数(人日)	956	956	956	956	956

※ニーズ調査によらずに推計(平成25年度実績値を採用)

#### <確保方策>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
定員数(人/日)	8	8	8	8	8
年間開所日数(日)	240	240	240	240	240
年間定員計(人日)	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920

上記に加え、施設数が少ないため利用できる地域に偏りがあるという状況を解消するため、地域型保育事業の居宅訪問型保育の活用を検討します。

## (11)妊娠に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)

### ①事業概要

母子保健法第13条で、市町村が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定しています。

### ②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

全ての妊産婦に対して実施します。

### ③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
受診件数(件)	1,967	1,942	1,919	1,899	1,884

※ニーズ調査によらずに推計(将来人口推計の0歳児人口を採用)

<確保方策>

現在の実施体制で全妊産婦を対象と想定しているため、今後も継続して実施します。

## (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

### ①事業概要

保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育所等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加等を助成する事業です。

### ②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

事業の導入については、国や都の動向を踏まえるとともに、市民ニーズ等を把握して、今後の事業実施について検討します。

### ③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

ニーズ調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国や都の動向や調布市の実情を踏まえ検討します。

### (13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

#### ①事業概要

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究，その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

#### ②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

事業の導入については，国や都の動向を踏まえるとともに，市民ニーズ等を把握して，今後の事業実施について検討します。

#### ③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

ニーズ調査に基づき，量を見込むものではありませんので，国や都の動向や調布市の実情を踏まえ検討します。

#### 参 考 ～多様な主体の参入促進の検討にあたって～

##### ■検討の趣旨

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や，新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で，民間事業者の参入促進，多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について検討する。

##### ■検討の視点

- ・ 待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには，多様な事業者の能力を活用しながら，保育園，小規模保育等の設置を促進していくことが必要。
- ・ 一方で，新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的な事業運営の軌道に乗り，保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには，一定の時間が必要。
- ・ 地域ニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため，保育園，小規模保育等の新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう，各市町村としてどのような支援を行うことが考えられるか。

資料：平成 25 年 12 月 11 日内閣府子ども・子育て会議基準検討部会（第9回）

## 5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

乳幼児期の質の高い学校教育・保育の一体的提供に向けては、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園が重要な役割を持ちます。

調布市では増加する保育ニーズに対応するため、第4章の3「幼児期の学校教育・保育」における確保方策の方針に基づき、認可保育園を中心とした整備を進めていきますが、認定こども園の既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置についても、待機児童の状況や設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、普及・促進の検討を行います。

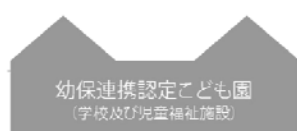


### 認定こども園とは？

保育所及び幼稚園等における就学前児童に対する保育及び教育、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。「保護者が働いている・いないにかかわらずすべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育つ」、「子育て相談等の子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持ちます。都知事が条例に基づき認定する施設です。

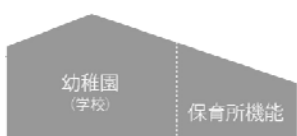
#### ○認定こども園の種類

##### 幼保連携型



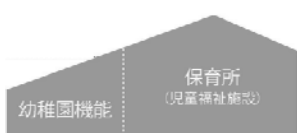
認可幼稚園と認可保育園とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすもの。

##### 幼稚園型



認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保する等、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすもの。

##### 保育所型



認可保育園が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れる等、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たすもの。

##### 地方裁量型



幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たすもの。